

稲沢市災害廃棄物処理計画（改定案）
パブリックコメント結果について

- 1 募集期間 令和6年2月8日（木）から3月8日（金）まで
- 2 意見提出者数 2件（内訳 ホームページ1件、電子メール1件）
- 3 意見件数 5件
- 4 提出された意見の要旨と意見に対する市の考え方
※提出された意見は、趣旨を損なわないように要約・補足等をしております。

No.	頁	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	22	一次仮置場の候補地として提示されている場所が、市内の東部（下津・小正）市民センター地区からのアクセスが良くない場所となっている。 人口の多い地域での廃棄物処理について、何か意図があつてのことか。	一次仮置場に必要とされる面積要件（3,000㎡以上）を満たし、かつ処理施設である環境センターへ効率的な搬出がしやすい公有地であることから選定をしております。 各被災地域からのアクセスは重要な点であると認識しておりますが、一次仮置場としての様々な条件を満たす公有地の所在には偏りがございます。 本計画において選定した一次仮置場候補地に不足が生じる場合には、民有地や臨時集積場所の活用も視野に入れ、被災地域からの一刻も早い災害廃棄物の撤去を図ってまいります。
2	23	災害廃棄物処理リーフレットを令和3年度に作成しているとのことだが、市ホームページに掲載し、市民がいつでも閲覧できるようにした方がよいのではないか。	ご意見いただきましたとおり、市ホームページ上に掲載いたします。

No.	頁	意見の要旨	意見に対する市の考え方
3	33	一次仮置場、二次仮置場の必要資機材はどこに保管されているのか。保管場所は文書化（見える化）され、関係者で共有されているか。	<p>環境センターで保有する資機材につきましては、保有数・保管場所をリスト化し、担当者間で共有しております。</p> <p>なお、「表29 一次仮置場における必要資機材」及び「表30 二次仮置場における必要資機材」に示す資機材には本市で常備していない、または常備に適さないものもございます。</p> <p>そういった資機材につきましては、災害時支援協定等を活用して、必要数の確保を図ってまいります。</p>
4	36	臨時集積場所の管理運営方法について、事前に協議している町内会、自治会は少ないと思われる。市民への啓発、指導をお願いしたい。	<p>今後の災害廃棄物の周知・啓発の中で、臨時集積場所の管理運営につきましても周知を図ってまいります。</p>
5	53	災害発生1週間後の仮設トイレの必要基数（地震災害）の設置必要基数は927基となっているが、行政が備蓄しているトイレの数はどの程度か。	<p>本市では、仮設トイレ2基、簡易トイレ1,164基、トイレ用衛生袋・凝固剤セット約22万回分を備蓄しております（稲沢市：稲沢市地域防災計画附属資料 令和4年度修正）。</p> <p>なお、被災時にトイレが不足する場合は、災害時支援協定の活用や国・県・他市町村からの支援により、必要数の確保を図ってまいります。</p>